

委員会提出議案第3号

持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月15日 提 出

提出者 総務経済委員会

委員長 南 出 昌 彦

持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書

平成 26 年に国から示された汚水処理施設整備の 10 年程度を目途に概成する方針を受け、橋本市においては、汚水処理方式全般について、それぞれの特性や費用対効果などを踏まえ、その役割分担の適正化に向けて検討を行った結果、下水道処理計画区域を縮小し、下水道と比肩する存在になっている合併処理浄化槽による処理区域を拡大するという方針転換を行った。

国においては、平成 30 年度より「汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換」を目的に、従来の本体設置に係る補助に加え、配管設備が補助対象に拡充されたが、一方で汚水処理未普及解消に繋がらない場合は、補助の対象外となっている。

合併処理浄化槽本体の耐用年数は 20 年から 30 年と言われており、今後、老朽化に伴う更新の増加が見込まれるが、現行の制度では国からの補助を受けることができない状況である。

合併処理浄化槽による汚水処理は、使用者の適正な維持管理に委ねられており、費用負担を理由に浄化槽の適正な更新が行われなくなることが懸念される。

については、持続可能な汚水処理の実現に向け、平成 30 年度まで交付されていた合併処理浄化槽の更新に係る「循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）」を復活されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋 本 市 議 会

（提出先）衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、
農林水産大臣